

高齢者講習実施要綱の制定について（概要）

（平成30年 3月14日 鹿免管第512号）

本通達は、更新期間が満了する日における年齢が70歳以上の者、免許申請書を提出した日における年齢が70歳以上の特定失効者若しくは特定取消処分者に対する講習について、実施要綱を定め、その事務処理の適正な実施と運用を図ることとしたものである。

本通達の主な内容は、

- 講習の根拠
- 講習の委託
- 講習の実施方法
- 講習実施上の留意事項

等である。